（別記）

様式第２（第15条関係）

（表　　面）

［略］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
第12条　［略］
第22条　［略］
第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　第12条第６項（第22条第６項、第37条第６項、第43条の３の24第６項、第43条の20第６項、第50条第６項、第51条の18第６項、第57条第６項又は第64条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第４（第15条関係）

（表　　面）

［略］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
第68条　［略］
第78条　［略］
第80条　［略］
第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 二　［略］ 三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の４、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（別記）

様式第２（第15条関係）

（表　　面）

［同上］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
第12条　［同上］
第22条　［同上］
第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　第12条第６項（第22条第６項、第37条第６項、第43条の３の24第６項、第43条の20第６項、第50条第６項、第51条の18第６項、第56条の３第６項又は第64条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第４（第15条関係）

（表　　面）

［同上］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
第68条　［同上］
第78条　［同上］
第80条　［同上］
第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 二　［同上］ 三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第七　核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（技術上の基準） **第二条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十七条の七第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。 ［一～十三　略］	（技術上の基準） **第二条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十七条の八第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。 ［一～十三　同上］